（機構保存本人確認情報の提供を受けることができない受給資格者に係る届出等）

**第七条の二**　厚生労働大臣は、住民基本台帳法第三十条の九の規定による受給資格者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができない場合には、当該受給資格者に対し、次に掲げる事項を記載し、かつ、自ら署名した届書（自ら署名することが困難な受給資格者にあっては、当該受給資格者の代理人が署名した届書）をその年の九月三十日までに提出することを求めることができる。

一～三　（略）

2　前項の規定により同項の届書に受給資格者番号を記載する者にあっては、同項の届書に受給資格者証その他の受給資格者番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

3　第一項の規定により同項に規定する届書の提出を求められた受給資格者は、その年の九月三十日までに、当該届書を機構に提出しなければならない。

（現況の届出）

**第七条**　受給資格者は、毎年、九月三十日までに、次に掲げる事項を記載し、かつ、自ら署名した届書（自ら署名することが困難な受給資格者にあっては、当該受給資格者の代理人が署名した届書）を機構に提出しなければならない。ただし、法第九条（同条の規定によりその年の九月まで特別障害給付金の額の全部につき支給を制限されている場合であって、当該支給の制限の事由がなお継続するときに限る。）又は法第十六条の規定によって特別障害給付金の額の全部につき支給されていない場合はこの限りでない。

一～三　（略）

2　前項の届書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一　前項の規定により同項の届書に受給資格者番号を記載する者にあっては、受給資格者証その他の受給資格者番号を明らかにすることができる書類

二　九月三十日前三月以内に作成された次に掲げる書類等

イ　厚生労働大臣が指定する者以外の者にあっては、その障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書

ロ　イの障害が国民年金法施行規則別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、その障害の現状を示すレントゲンフィルム

三　九月三十日前一月以内に作成された次に掲げる書類等

イ　特別障害給付金所得状況届並びに第一条第二項第九号の二及び第九号の三に掲げる書類

ロ　第一条第三項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類

3　前項第二号に掲げる書類は、次のいずれかに掲げる日以後最初に到来する九月三十日において第一項の規定による届書の提出を行う場合については、これを添えることを要しない。

一　特別障害給付金の受給資格及び額の認定をした日

二　特別障害給付金の額の改定が行われた日

三　その全額につき支給をしないこととされていた特別障害給付金を支給することとされた日

（新設）

4　厚生労働大臣は、第一項の規定により届書の提出を求めた場合において、必要と認めるときには、当該受給資格者に対し、当該受給資格者の生存の事実について確認できる書類の提出を求めることができる。

（新設）

5　前項の規定により同項に規定する書類の提出を求められた受給資格者は、厚生労働大臣が指定する期限までに、当該書類を機構に提出しなければならない。

（受給資格者に係る障害の現状に関する届出）

**第七条の三**　厚生労働大臣が指定する者以外の受給資格者は、毎年、九月三十日までに、同日前三月以内に作成された障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書を機構に提出しなければならない。ただし、特別障害給付金の額の全部につき支給されていない場合は、この限りでない。

（新設）

2　前項の障害が国民年金法施行規則別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、同項の書類に、その年の九月三十日前三月以内に作成されたその障害の現状を示すレントゲンフィルムを添えなければならない。

（受給資格者に係る所得状況の届出）

**第七条の四**　受給資格者は、毎年、九月三十日までに、同日前一月以内に作成された特別障害給付金所得状況届、第一条第二項第九号の二及び第九号の三に掲げる書類並びに同条第三項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を機構に提出しなければならない。

（新設）

2　前項の書類は、次の各号のいずれかに該当する場合については、当該書類を提出することを要しない。

一　前年の所得に関する前項の書類が提出されているとき